

高圧・特別高圧のお客さま各位

株式会社 NTT ファシリティーズ

電力供給約款（高圧・特別高圧）の改定について

平素より NTT ファシリティーズの電気をご利用いただき、誠にありがとうございます。
2025 年 6 月 1 日より、電力供給約款を改定いたします。詳細は下記をご覧ください。

記

1. 電力供給約款の主な改定内容

東京、関西、中国、九州エリアにおいて燃料費等調整額の算定諸元を追加し附則 25 といたします。算定諸元の追加は、小売電気事業者である株式会社エネットによる 2025 年 4 月 1 日の算定諸元の見直しに合わせたものとなります。
その他の電力供給約款の主な改定内容は次の 1 ～ 2 の通りです。詳細は[別添 1](#) をご参照ください。

	項目	改定の内容
1	第 42 条 1 項(1)	お客さまが 現行料金単価の適用開始日から 1 年未満で契約を解約した場合に当社に清算金を支払っていただく 旨を追記しました。
2	第 43 条 3 項(1)	お客さまが支払期日を「2 か月」経過しても料金を支払わない場合、当社が契約解除をできる旨を定めていた項目について、 支払期日を「20 日」経過した場合に当社が契約解除できる よう変更しました。
3	燃料費等調整額に関する附則 25	小売電気事業者である株式会社エネットによる 2025 年 4 月 1 日の燃料費等調整額の算定諸元見直しに合わせ、東京、関西、中国、九州エリアの算定諸元を修正し、「附則 25」としました。

2. 適用時期

2025 年 6 月 1 日
ただし、前項 1「第 42 条 1 項(1)」については、2025 年 9 月以降、契約更改時より順次適用いたします。

3. 算定諸元の適用時期

お客さまに 2025 年 3 月 31 日時点で適用されている燃料費等調整額の算定諸元は、エリア別下表(1)のとおりです。2025 年 4 月以降の契約更改時より適用する燃料費等調整額の算定諸元は、エリア別下表(2)①または②のとおりです。適用時期については個別にお知らせいたします。

	(1) 2025 年 3 月 31 日 時点適用	(2)①2025 年 4 月～8 月に 契約更改されるお客さま	(2)②2025 年 9 月以降に 契約更改されるお客さま
北海道・東北・ 北陸・	附則 23	附則 24	附則 24
	附則 24	附則 24	附則 24
東京・関西・ 九州	附則 23	附則 24 ※一部のお客さまは附則 23	附則 25 ※一部のお客さまは附則 23
	附則 24	附則 24	附則 25
中部・四国	附則 23	附則 23	附則 23
中国	附則 23	附則 23	附則 25

4. 電力供給約款の各別表の調整係数について

2025 年度の別表 25（東京エリア）、別表 25（関西エリア）の 3.市場価格調整単価係数等について以下の通りといたします。

電気料金	市場価格調整単価適用期間	別表 25(東京エリア)		別表 25(関西エリア)	
		高圧	特別高圧	高圧	特別高圧
9 月分	その年の 8 月の計量日から 9 月の計量日の前日までの期間	0.290	0.283	0.362	0.356
10 月分	その年の 9 月の計量日から 10 月の計量日の前日までの期間			0.485	0.479
11 月分	その年の 10 月の計量日から 11 月の計量日の前日までの期間			0.442	0.436
12 月分	その年の 11 月の計量日から 12 月の計量日の前日までの期間	0.229	0.223	0.290	0.287
1 月分	その年の 12 月の計量日から翌年の 1 月の計量日の前日までの期間			0.377	0.373
2 月分	翌年 1 月の計量日から 2 月の計量日の前日までの期間	0.283	0.275	0.492	0.485
3 月分	翌年 2 月の計量日から 3 月の計量日の前日までの期間			0.376	0.372

計量日が毎月初日のお客さまについては、市場価格調整単価適用期間の「各月の計量日」は「その月の翌月の初日」とします。

【お問い合わせ先】

株式会社 NTT ファシリティーズ kWhale お問い合わせ窓口

TEL 0120-602-203 電話受付時間 9：00-17：00（土日祝日除く）

E-mail nttf-info@nttf-em.jp

株式会社エネット（小売電気事業者登録番号：A0009）

〒105-0011 東京都港区芝公園二丁目 6 番 3 号 芝公園フロントタワー

0120-2233-79 平日 9:00～17:00（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）